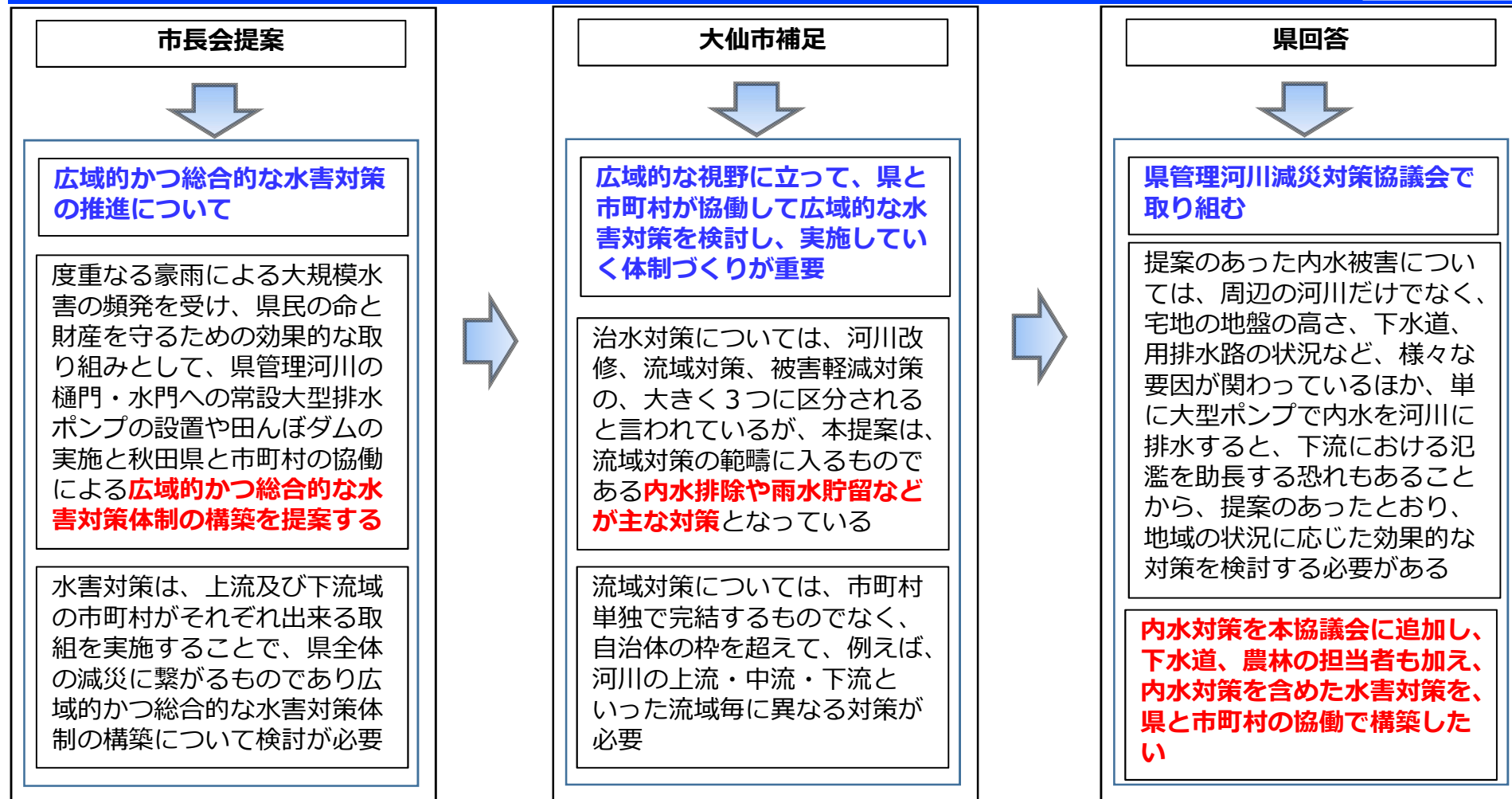




市町村別・年別の被害額（被害額 1 億円以上を抽出）

資料－ 1

（単位：千円）

市町村名	年	外水	内水	土砂災害	その他	合 計
秋田市	H21		145,024			145,024
	H22	119,198	85,284			204,482
	H23	53,985	67,171			121,156
	H25	41,004	70,783			111,787
	H29	1,156,394	697,602	3,291		1,857,287
	H30	283,743	810,096			1,093,839
大仙市	H22		120,326			120,326
	H23		2,383,512			2,383,512
	H25	125,351	1,198			126,549
	H29	3,355,776	2,744,998	18,331	21,127	6,140,232
北秋田市	H21	57,090	79,035			136,125
	H23	44,023	91,310			135,333
	H25	387,394	24,935			412,329
能代市	H21	273,939	13,457			287,396
	H23		152,257	12,539	11,855	176,651
	H25	85,787	145,654			231,441
大館市	H21	92,703	85,252			177,955
	H25	605,885	2,198,033			2,803,918
横手市	H24	9,780	164,328			174,108
	H29	1,092,389	111,595	63,572	15,366	1,282,922
仙北市	H22	133,681	274,442			408,123
	H25	12,993		360,265		373,258
由利本荘市	H23	319,097	68,497			387,594
	H29	31,733	128,592		2,161	162,486
男鹿市	H25	55,462	56,284			111,746
	H30	26,589		199,808	8,335	234,732
五城目町	H29	164,330				164,330
	H30	223,757				223,757
鹿角市	H25	131,354	817,646			949,000
三種町	H25	343,298				343,298
八郎潟町	H30		146,055			146,055
潟上市	H30		153,112		7,359	160,471
湯沢市	H22		102,907			102,907

※H21～H30の被害について整理したものである。

6年間
1億円超
被害あり

10年間の
全被害額
237億円の
1/4

・ 過去 1 0 年間で 1 億円以上の被害があった市町村は 1 5

・ 秋田市では、 1 億円以上の被害発生が 1 0 年のうち 6 年

・ 大仙市では、 H 2 9 単年で 6 1 億円の被害

・ 1 億円以上の被害が生じた市町村は全振興局管内に存在



・ どこでも、大規模な水害が発生する可能性がある

H21～H30 水害、土砂災害による被害額（一般資産等（家屋、農作物等））

資料－１

（単位：千円）

市町村名	外水	内水	土砂災害	その他	合 計
秋田県	9,864,359	12,929,191	713,367	221,388	23,728,305
大仙市	3,516,530	5,321,299	48,775	34,758	8,921,362
秋田市	1,654,324	1,932,402	3,291		3,590,017
大館市	715,154	2,369,482		8,817	3,093,453
横手市	1,102,169	341,052	65,207	15,666	1,524,094
鹿角市	227,678	902,743	23	501	1,130,945
仙北市	168,234	388,807	371,100		928,141
能代市	398,486	342,329	12,539	82,070	835,424
北秋田市	533,467	222,526			755,993
由利本荘市	390,166	238,475		2,161	630,802
三種町	579,686	51,094			630,780
男鹿市	113,509	101,734	210,262	25,723	451,228
五城目町	409,904	40,646			450,550
潟上市	12,862	192,607		7,359	212,828
湯沢市		189,165			189,165
八郎潟町		149,746			149,746
にかほ市	2,618	47,614	2,000	28,980	81,212
井川町	23,134	39,997			63,131
美郷町		26,216			26,216
小坂町		11,537		5,642	17,179
上小阿仁村	10,218	6,689			16,907
八峰町	913	5,529		9,711	16,153
羽後町		7,502			7,502
藤里町	5,307		170		5,477
大潟村					
東成瀬村					

※データ出典：水害統計（H21～H30）

・過去１０年間の水害、土砂災害による被害額は237億円



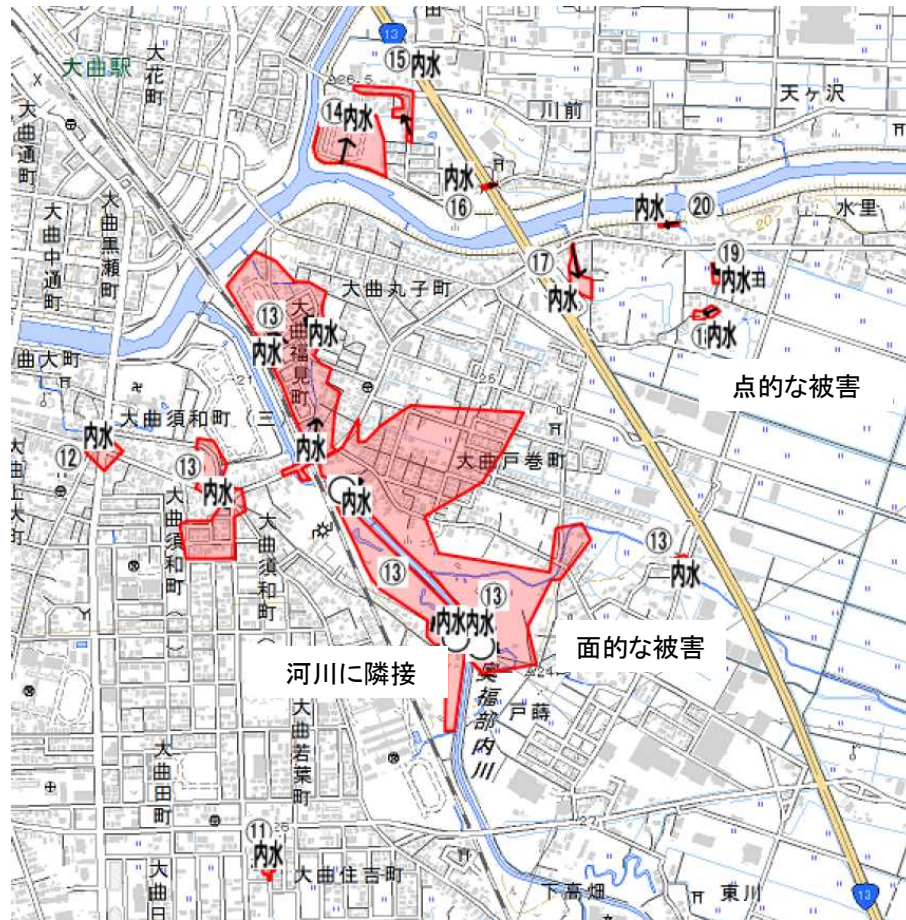
・内水の被害額は129億円で、54%を占める



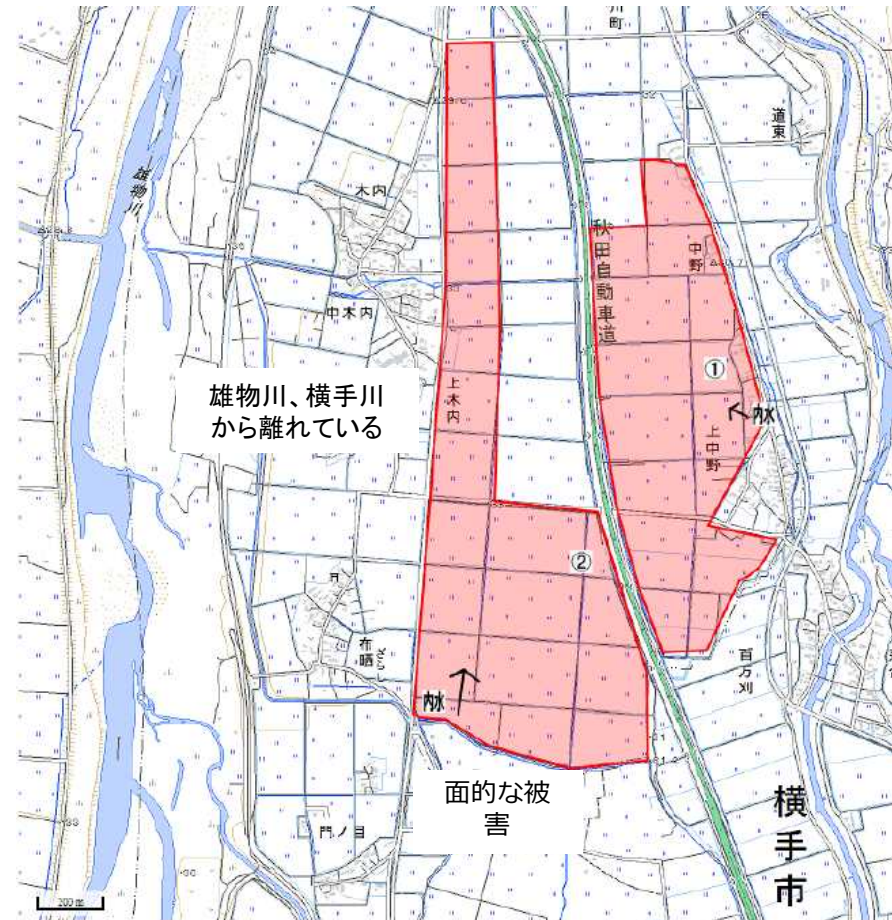
・提案は、流域対策で「内水排除、雨水貯留」

内水被害の具体例（H29.7.22）

資料－1



市街地の内水氾濫



農地の内水氾濫

平成29年 一般資産等被害額（市町村別、河川種類別）

資料－1

（単位：千円）

市町村名	一級河川		小計	二級河川	準用河川	普通河川	その他	合 計
	直轄区間	指定区間						
秋田市	198,114	1,207,092	1,405,206	18,196	9,570	421,812	2,503	1,857,287
能代市						613	18	631
横手市		1,199,777	1,199,777			4,207	78,938	1,282,922
大館市		2,789	2,789				3,791	6,580
湯沢市						4,803		4,803
鹿角市		24,991	24,991			12,725	102	37,818
由利本荘市		119,807	119,807	8,310	15,501	16,707	2,161	162,486
潟上市					1,081			1,081
大仙市	2,354,230	3,474,438	5,828,668		6,262	287,431	17,871	6,140,232
北秋田市		4,219	4,219		268		8,416	12,903
仙北市		21,279	21,279			61,844	10,835	93,958
小坂町							5,642	5,642
藤里町		170	170					170
三種町				55,648				55,648
五城目町				164,330				164,330
美郷町							26,216	26,216
計	2,552,344	6,054,562	8,606,906	246,484	32,682	810,142	156,493	9,852,707

- 県管理河川
342河川
2,875 km
- うち要整備延長
2,055 km
- 整備率
46.2%
1年当たり
0.1%の増加



ハード整備には
長い時間と多額
の予算を要する

ソフト対策も含め
た、効率的かつ経
済的な対策が必要

県管理河川沿川の被害額が全体被害額の64%を占めた

一般資産等被害額状況（被害額上位 10 位）

資料－ 1

年度	市区町村名	水害区域面積（㎡）			被害家屋 （棟）	一般資産等被害額（千円）		
		宅地 その他	農地	計		一般資産・ 営業停止損失	農作物	計
H29	大仙市	6,422,643	51,906,432	58,329,075	1,232	4,928,814	1,211,418	6,140,232
H25	大館市	98,297	5,087,000	5,185,297	718	2,406,876	397,042	2,803,918
H23	大仙市	170,016		170,016	545	2,383,512		2,383,512
H29	秋田市	1,311,800	8,373,000	9,684,800	598	1,609,028	248,259	1,857,287
H29	横手市	1,520,012	3,592,657	5,112,669	608	1,044,422	238,500	1,282,922
H30	秋田市	540,200	8,558,000	9,098,200	386	1,073,566	20,273	1,093,839
H25	鹿角市	185,636	1,281,561	1,467,197	305	880,610	68,390	949,000
H25	北秋田市	6,150	6,926,000	6,932,150	24	356,130	56,199	412,329
H22	仙北市	127,653	1,800,582	1,928,235	324	379,314	28,809	408,123
H23	由利本荘市	29,025	2,567,000	2,596,025	131	374,104	13,490	387,594

H29は大仙市、秋田市、横手市と県央から県南の大雨の範囲において、甚大な被害が生じた。

ハード対策の例

■内水排除

(1)大規模施設の整備

- ・排水機場の整備 ・ポンプゲートの設置
- 効果は大きいが費用も多額

(2)小規模設備の配備

- ・排水ポンプ車や可搬式の小規模水中ポンプ
- 大量の内水に対しては効果が小さい

(3)個別家屋等の止水

- ・止水板設置や家屋かさあげに対する助成制度等
- 局地的な内水被害への対応に有効

■貯留

(1)大規模施設の整備

- ・遊水地の整備
- 広大な土地が必要で整備場所の確保が難しい

(2)小規模施設の整備

- ・建物や側溝下部等への雨水貯留、浸透施設の整備
- 効果を発揮するには多数の設置が必要

(3)既存施設の活用

- ・緑地、公園、田んぼ、駐車場、ため池等への貯留
- 貯留のための設備が必要、水が引いた後の清掃

ソフト対策の例

■内水被害に関する情報の把握と周知

(1)水害統計資料に基づく、内水被害箇所の把握と住民への情報提供

- 被害実績がない地域の方々は、油断してしまう可能性がある（情報発信の仕方に工夫が必要）

(2)過去の浸水被害発生時の各観測地点の雨量と水位情報の市町村への提供

- 被害発生時の雨の降り方、水位上昇の状況を把握
浸水の程度を予測した的確な防災行動

(3)県市町村の下水道管理者、河川管理者、農林関係機関の情報共有と連携（本協議会）

- 下水道や河川、ため池等の降雨時の施設操作等に関する情報を集約し、的確な対策を進める

(4)ツイッターを活用した市町村職員や消防団員からの被害現場の情報発信を有効活用（県総合防災課）

- 水害の危険度を概ねリアルタイムで画像で住民へ提供することにより、的確な避難行動を後押しする

施設整備で内水を強制的に排除



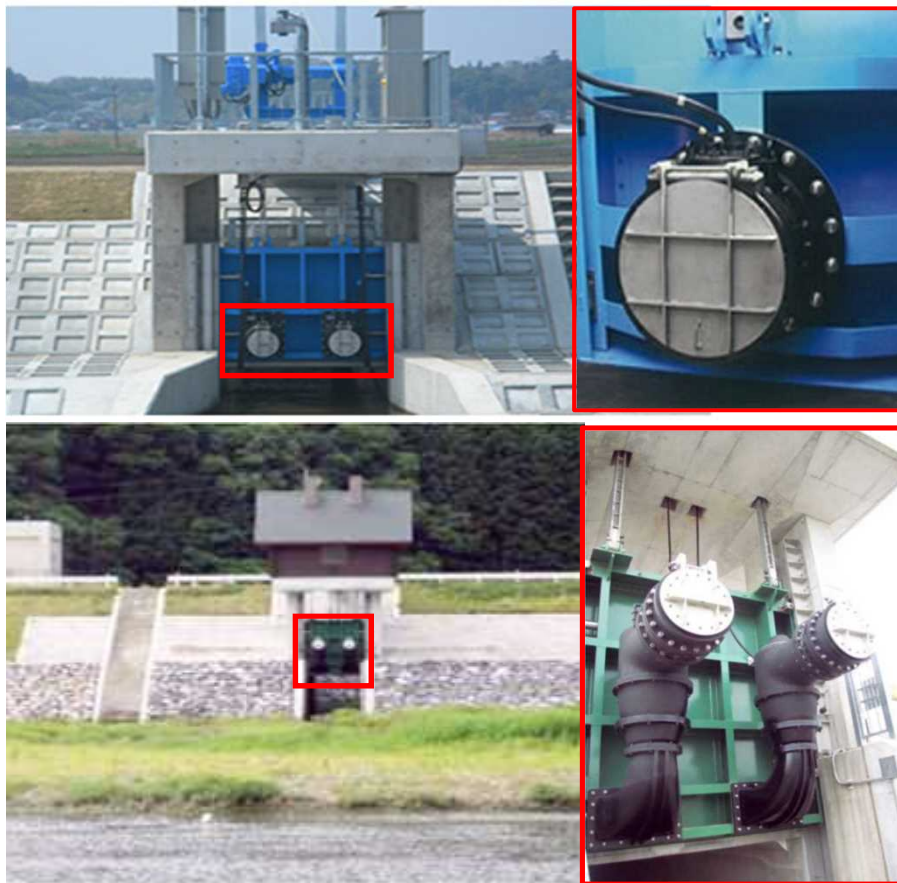
■ 揚排水機場

本川の水が支川に逆流するのを防ぐため水門が閉じられ、出口を失った支川の水は、内水となって貯まり、冠水するなどの被害が発生
この内水被害を解消するため、水門脇に排水機場を整備し、ポンプにより本川へ強制排水

特徴等

- ・ 排水能力が高いことから、内水氾濫被害の防止・軽減が期待できる。
- ・ 設置費及び維持管理費（点検・整備・更新等）が高額
- ・ 整備に長期間を要する
- ・ 本川下流域の氾濫を助長
- ・ 排水能力を上回った事態（局地的・短時間豪雨等）への対応はできない

施設整備で内水を強制的に排除



■ポンプゲート

樋門のゲートに水中ポンプを直接取り付け付けた型式
ポンプにより内水を強制的に排水
現地条件により設置を検討
（施設規模、内外水位、水量の範囲、管理方式、
環境条件等）

特徴等

- ・ 排水、内水氾濫被害の防止・軽減が期待できる。
- ・ 設置費及び維持管理費（点検・整備・更新等）が高額
- ・ ゲートに設置するので大容量の排水能力の確保は不可
- ・ 排水機場のような広い用地は不要
- ・ 本川下流域の氾濫を助長
- ・ 排水能力を上回った事態（局地的・短時間豪雨等）への対応はできない

内水対策の取組事例（ハード対策③ 内水排除施設（排水ポンプ車））

資料－２

移動可能な設備の配備で機動的に内水を排除



○参考諸元

- ・総排水量
15m³/min(揚程20m)
30m³/min(揚程10m)
- ・連続運転48時間以上
- ・排水ポンプ
φ200mm＊6台
- ・電動機12kW
- ・照明装置＊2灯
- ・屋外防雨形制御盤



■排水ポンプ車

- ・トラックに排水ポンプと排水ホースを載せたもの
- ・1分間に30m³程度の排水作業ができる

特徴等

- ・排水による内水氾濫被害の軽減
- ・排水能力は排水機場に比べると、数十分の一程度と小さい
- ・広域的な活動が可能だが、設置場所が限定される
- ・作業場所までの道路が通行不能となった場合、排水作業ができない

内水対策の取組事例（ハード対策④） 土のう配布、市町村補助金（止水板等設置））

資料－２

建物への浸水被害の軽減対策（参考：仙台市、新潟市、一宮市ほか）

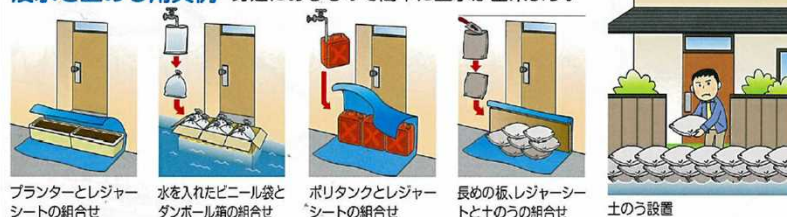
■「土のう」の配布

設置することにより浸水被害を軽減することができる『土のう』の配布を行っておりますので、いざという時のためにご活用ください。仙台市にお住まいの方（個人）であれば、どなたでも配布いたします。

注）事業所（事業者様）への配布は行っておりません。（仙台市）

簡易な浸水対策の事例

浸水を止める用具例 身近にあるもので簡単に止水が出来ます。



水のうで排水口をふさぐ



ビニール袋を水で満たした「水のう」トイレやお風呂の排水口を一時的にふさぐことで、下水の逆流を防ぐ。

土のうの大きさと重さ



■止水板等設置工事費 補助制度

過去に浸水被害が発生し、建物等への浸水被害を軽減するために、止水板等の施設を設置される市民のみなさまに対し、補助金を交付する制度（設置工事総額の1／250万円限度）を平成28年4月に創設しました。（仙台市）



浸水被害の軽減と雨水の有効利用（参考：日立市）

■ 雨水貯留槽設置補助金

屋根に降った雨水を、雨どいを通して引き入れ、一時的に留めることができる水槽です。貯めた雨水は、庭木の水まきや洗車のほか、地震や火災などの緊急時の用水として利用することができます。

雨水貯留槽の設置例



- ・対象区域：市内全域
- ・対象製品：市が認定した雨水貯留槽
- ・対象施設：住宅や店舗、事業所、集会所など
- ・対象経費：雨水貯留槽の購入費とその設置工事費
なお、申請者本人が設置した場合は、購入費のみが対象となります。

区 分	補助率	補助金の限度額
①市が認定した雨水貯留槽を設置するとき	1／2	30,000円
②上記のうち、市内の中小企業が製造した雨水貯留槽を設置するとき	2／3	40,000円

内水対策の取組事例（ハード対策⑥ 田んぼダム）

資料－２

個々の取り組みを拡大し、広域での実施により効果を発揮した事例（参考：新潟県、見附市ほか）

■田んぼダム

田んぼダムとは、田んぼが元々持っている「貯水機能」を利用して、大雨の際に一時的に水を貯め、時間をかけてゆっくり排水し、河川流域の農地や市街地の洪水被害を軽減しようという取り組みです。

農家が簡単に始められる自主防災の取組です。



田んぼの排水口に配水管より小さな穴の開いた調整板などを取り付ける簡単な仕組みなんだよ！調整板などを付けることで、雨水を一時的に田んぼにためて、時間をかけて少しずつ流すの。これで洪水被害から暮らしが守られるのよ。

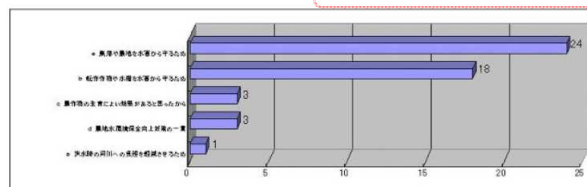
●アンケート結果（対象：田んぼダムに取り組んだ農家、H21新潟県）

Q1 田んぼダムに取り組んだ理由は何ですか？（複数回答可）

- a. 集落や農地を水害から守るため
- b. 転作作物や水稻を水害から守るため
- c. 農作物の生育により効果があると思ったから
- d. 農地水環境保全向上対策の一貫
- e. 洪水時の河川への負担を軽減させるため

多かった回答

- ・ 集落や農地を水害から守るため
- ・ 転作作物や水稻を水害から守るため



田んぼダム
新潟県内で、15市町村
14,640haで実施
(H30.8月時点)

●田んぼダムの効果

新潟大学農学部の研究チーム（吉川夏樹准教授）による、平成23年の新潟・福島豪雨でのシミュレーション結果

※平成23年新潟・福島豪雨：

総降雨量231mm、24時間最大降水量167mm、時間最大降水量45mm

浸水面積
が減少

田んぼダム	床下浸水	床上浸水
未実施	212.4ヘクタール	9.3ヘクタール
100%実施	15.5ヘクタール	0.0ヘクタール



田んぼダム未実施



田んぼダム100%実施

本協議会での取組方針

- 内水被害箇所の情報共有、
- 内水被害の原因と対策の検討
について、協議会で取り組む

今年度の取組

- 協議会終了後に各振興局建設部が事務局となり、任意形式により市町村等の関係機関と、
 - ・ 内水被害箇所の情報共有、
 - ・ 内水対策の手法・実現可能性について検討する箇所の抽出
に取り組む
- ※ 翌年度に、上記抽出箇所における内水被害の原因と、
内水対策の手法・実現可能性の検討をすすめていく

規約改定（案）について

昨年１１月２１日の県・市町村協働政策会議を踏まえ、秋田県建設部下水道マネジメント推進課と仙北地域振興局農林部を新たにアドバイザーに加えるため、規約を一部改定し本日付けでの施行を提案する。

(新)	(旧)
山本地域県管理河川減災対策協議会規約（案） （名称） 第１条 本会の名称は、「山本地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。 なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。 （目的） 第２条 本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等により甚大な被害が発生したことや、平成 30 年 7 月豪雨において、河川の氾濫や土砂災害が広域的かつ同時多発的に発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、山本地域の県管理河川（別表 1）において、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水及び土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 （協議会の構成）	山本地域県管理河川減災対策協議会規約（案） （名称） 第１条 本会の名称は、「山本地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。 なお、本協議会は水防法（昭和 24 年法律第 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。 （目的） 第２条 本協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等により甚大な被害が発生したことや、平成 30 年 7 月豪雨において、河川の氾濫や土砂災害が広域的かつ同時多発的に発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、山本地域の県管理河川（別表 1）において、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水及び土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。 （協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県山本地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県山本地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県山本地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県山本地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害警戒区域等の情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動や土砂災害防止に関する活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県山本地域振興局建設部に置く。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害警戒区域等の情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動や土砂災害防止に関する活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県山本地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月28日から施行する。
平成30年3月27日改定
令和 元年6月24日改定
令和 2年6月23日改定

別表1

山本地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
藤琴川、三種川、その他山本地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表2

山本地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
能代市	市 長
藤里町	町 長
三種町	町 長
八峰町	町 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県山本地域振興局	局 長
秋田県山本地域振興局総務企画部	部 長
秋田県山本地域振興局建設部	部 長

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き
その他運営に関し必要な事項については協議会で定める
ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月28日から施行する。
平成30年3月27日改定
令和 元年6月24日改定

別表1

山本地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
藤琴川、三種川、その他山本地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表2

山本地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
能代市	市 長
藤里町	町 長
三種町	町 長
八峰町	町 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県山本地域振興局	局 長
秋田県山本地域振興局総務企画部	部 長
秋田県山本地域振興局建設部	部 長

別表 3

山本地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課
秋田県建設部下水道マネジメント推進課

別表 4

山本地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
能代市総務部	次 長
藤里町生活環境課	課 長
三種町町民生活課	課 長
八峰町総務課	課 長
秋田地方气象台	防災管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課 長

別表 3

山本地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

山本地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
能代市総務部	次 長
藤里町生活環境課	課 長
三種町町民生活課	課 長
八峰町総務課	課 長
秋田地方气象台	防災管理官
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課	課 長